

① プラ回収・再商品化の推進

<説明 1>

「再生プラスチック供給サプライチェーンの強靱化に向けて」

環境省

環境再生・資源循環局

容器包装・プラスチック資源循環室長 金子 浩明

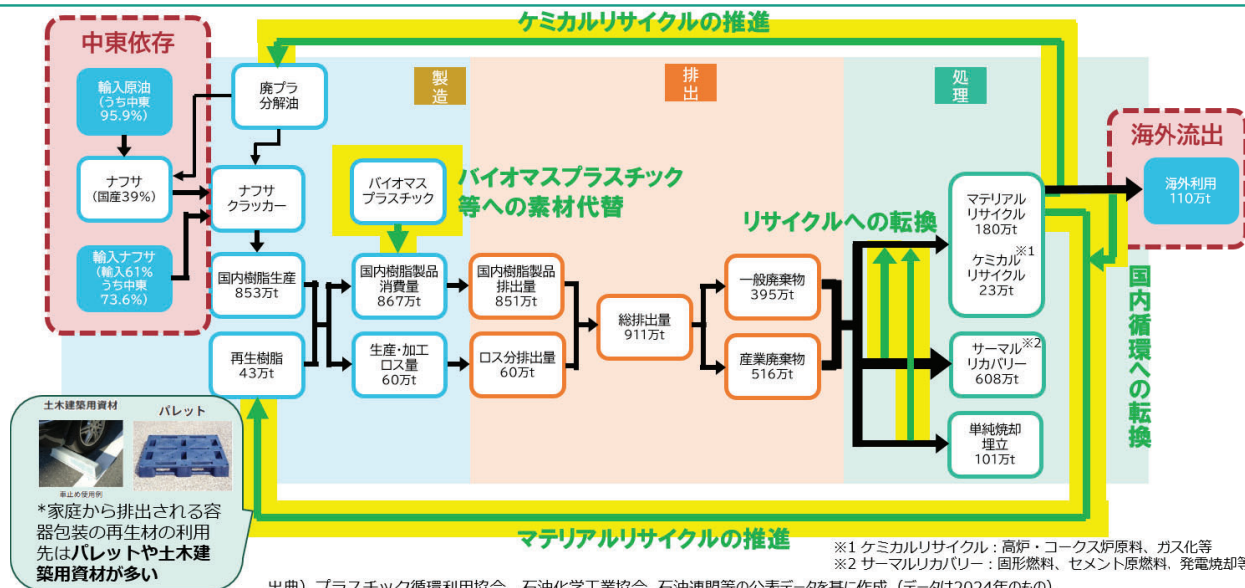
再生プラスチック供給サプライチェーン の強靱化に向けて

2026年8月6日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

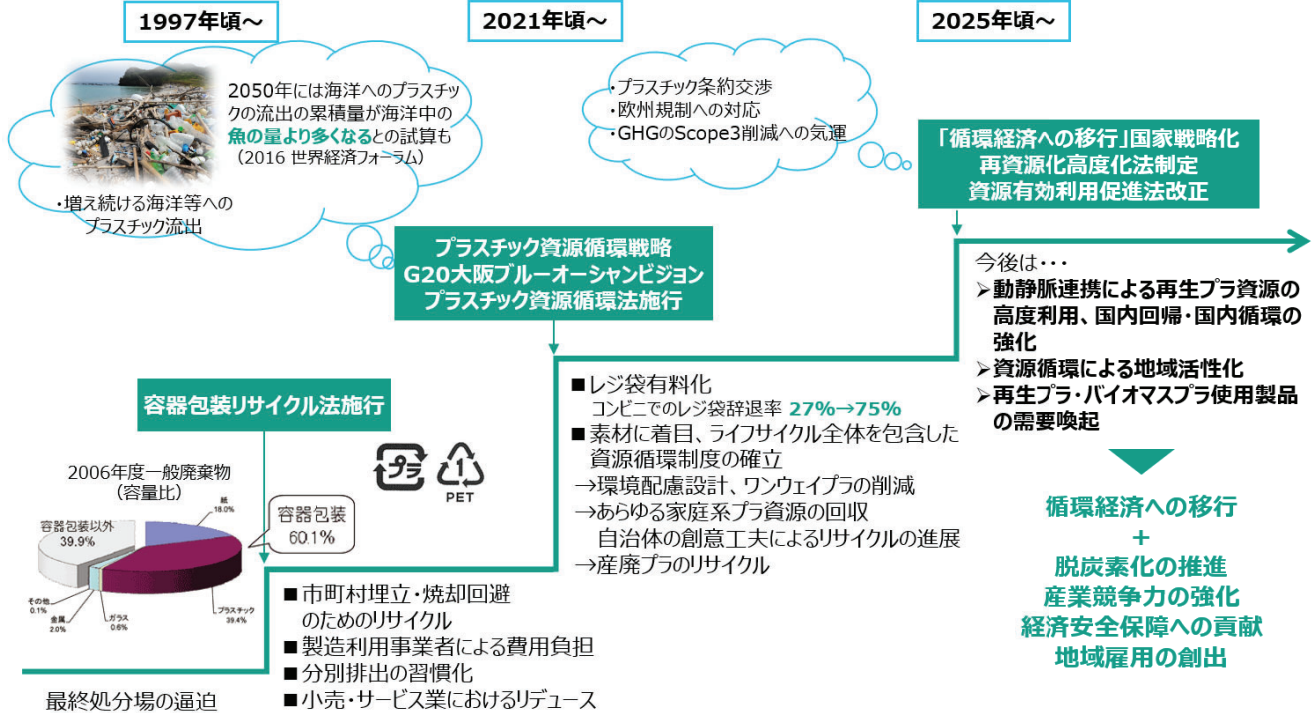


プラスチック資源循環の方向性

- プラスチックの基になる原油やナフサは、**海外からの輸入に依存**。また、プラスチックごみは**78%が焼却・埋立処理**されており、リサイクルされたプラスチック材のうち**7割が海外に輸出**されている。
- 排出されたプラスチックを再生樹脂として活用する**マテリアルリサイクル**やナフサ相当に戻す油化等の**ケミカルリサイクル**を推進し、**国内循環に転換**するとともに、ワンウェイプラの削減や**バイオマスプラスチック等への素材代替**により、プラスチック資源循環を進めることが重要。

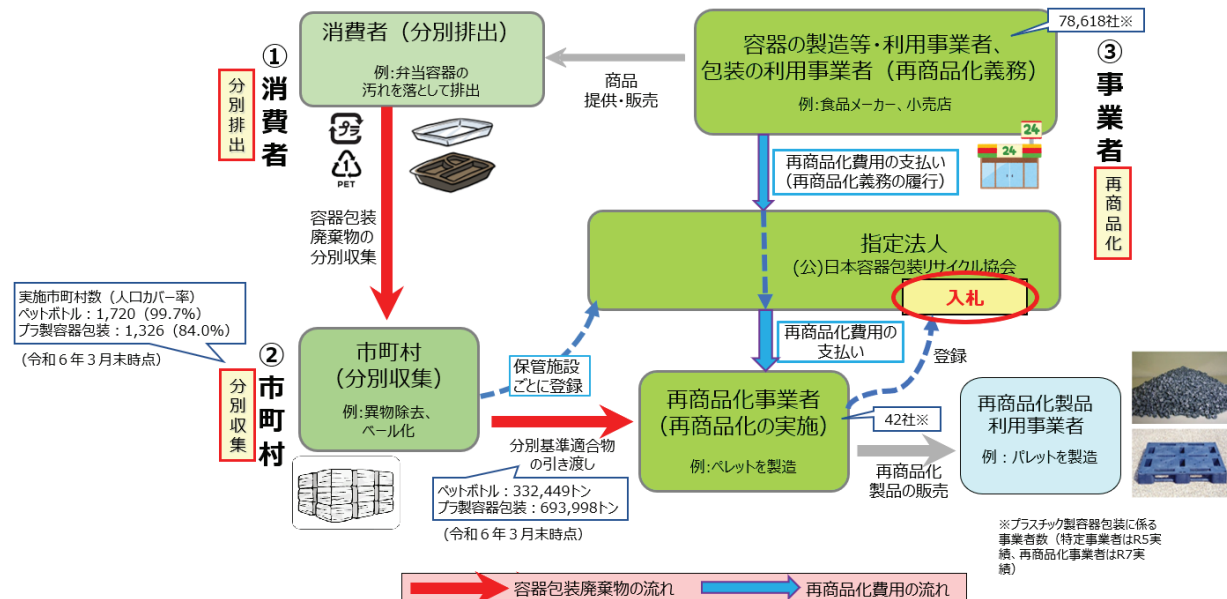


プラスチック資源循環政策の変遷



容器包装リサイクル法の概要

- 容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装は家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、特定事業者（容器包装の製造・利用事業者）の費用負担でリサイクルされている。
- 指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。



プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ▶ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - ▶ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

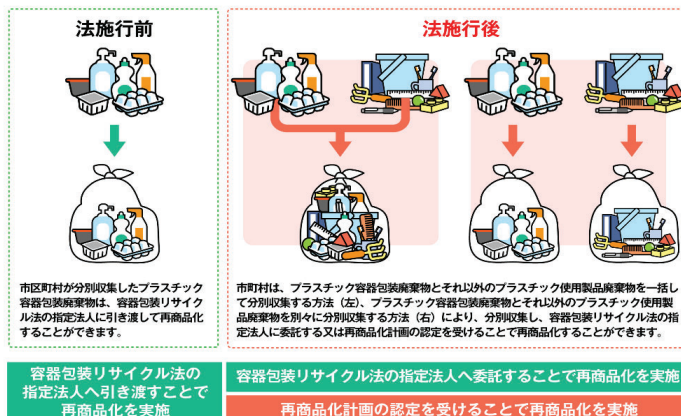
2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計設計】 ●製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 ＜付け替えボトル＞	
販売・提供	【使用の合理化】 ●ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 ＜ワンウェイプラスチックの例＞	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ●プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ●市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ＜プラスチック資源の例＞ 	【製造・販売事業者等による自主回収】 ●製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ＜店頭回収等を促進＞ 	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ●排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みむべき判断基準を策定する。 ➢主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ●排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

（プラ法概要）市区町村の回収・リサイクル

- 地方自治体（市区町村）は、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの両方を分別回収・リサイクルすることが求められます。
- ①容器包装リサイクル協会に容器包装・製品まとめて引き渡してリサイクルする、②大臣認定の下リサイクル事業者と連携して一気通貫でリサイクルを行う、のいずれかを選択できます。
- 製品プラスチックの分別収集・リサイクルに要する費用の約半分を特別交付税で支援します。
- 自治体のごみ処理を支援する循環型社会形成推進交付金の要件としては、容器包装・製品両方のプラスチック資源を全域で分別収集・リサイクルするために必要な措置を講じていることが必要です。
- 製品プラスチックも含めた分別収集を新たに進めるための手引きを作成しましたので、御参照ください。
（環境省ＨＰ：<https://www.env.go.jp/content/000227719.pdf>）



プラスチック資源循環に関する一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き

[illegible]

容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績(令和6年度)

- 容器包装リサイクル法における市区町村の分別収集の実績では、ペットボトルの実績市区町村の割合が99.0%と高い。一方、プラスチック容器包装は、77.5%。

品目名	分別収集量*1		年間分別基準適合物量／ 再商品化事業者他への 引渡数量 (トン) *1	分別収集実施市区町村数		
	年間分別収集見込量 (トン) *1、*2	年間分別収集量 (トン) *1		実施 市区町村数 *3	全市町村*4 に対する実施率 (%)	人口 カバー率 (%)
無色のガラス製容器	260,801	226,179	220,155	1,655	95.1	98.2
茶色のガラス製容器	207,597	186,752	179,939	1,667	95.7	98.3
その他の色のガラス製容器	197,120	204,801	168,776	1,696	97.4	98.7
紙製容器包装	83,403	81,757	78,090	664	38.1	39.4
ペットボトル	340,111	360,498	335,490	1,723	99	99.7
プラスチック製容器包装	769,831	767,595	694,620	1,349	77.5	86
（うち白色トレイのみ）*5	5,228	1,319	1,233	441	25.3	19.2
スチール製容器	138,458	106,370	102,089	1,673	96.1	96.3
アルミ製容器	160,426	136,729	130,987	1,684	96.7	96.7
段ボール製容器	768,028	603,966	600,859	1,618	92.9	92.7
飲料用紙製容器	14,532	9,208	9,051	1,299	74.6	85.3
合計	2,940,307	2,683,855	2,520,056	-	-	-

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡数量には市区町村独自処理量が含まれる。

*2 年間分別収集見込量は第9期分別収集計画策定時のもの。

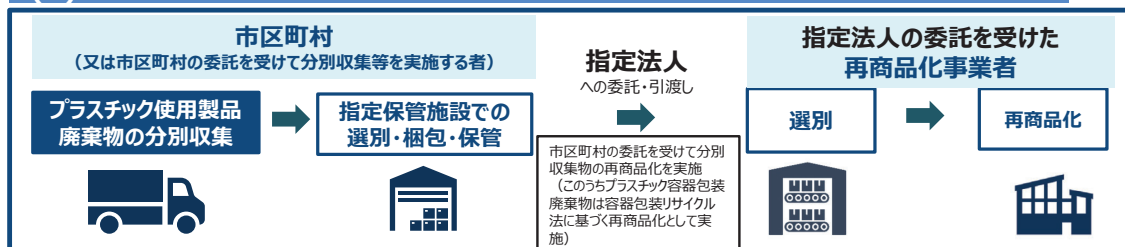
*3 実施市区町村は令和7年3月末時点の数値。

*4 令和7年3月末時点での全市町村数は1,741（東京23区を含む）。

*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

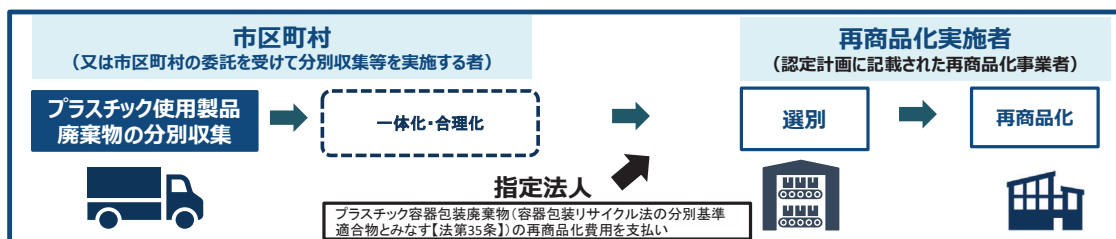
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は分別収集物の基準及び手引きに従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は再商品化計画の認定申請の手引きに従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

【参考】指定法人ルートと認定ルートの主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する 指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法 （第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない （リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により 省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 市区町村が決定する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（令和7年度で終了）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する自治体数及び量①

- プラ法に基づいて製品プラスチックを含めてプラスチック資源を分別収集する自治体数は**312（人口カバー率33.3%）**
 - － 一括回収して指定法人に引き渡しを行う自治体：**246**
 - － 再商品化計画の認定を取得して、契約する再商品化事業者に引き渡しを行う自治体：**76**

<令和8年度末までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する自治体数及び量>

都道府県	自治体数	数量（トン）
北海道	13	3,343.8
青森県	8	359.64
岩手県	5	323
宮城県	25	5,122.97
福島県	22	1,835.68
茨城県	3	618
栃木県	4	2347.5
群馬県	12	1,883.51
埼玉県	9	8,665.61
千葉県	6	3,755.7
東京都	21	48,109
神奈川県	6	78,702.84
石川県	1	3,472.09
福井県	3	2,674.44
長野県	41	1,2718.4

都道府県	自治体数	数量（トン）
岐阜県	2	19
静岡県	5	3,640.88
愛知県	18	36,271.99
三重県	4	1,200
京都府	6	14,173
大阪府	1	19,695
兵庫県	4	969
和歌山県	3	1,354
岡山県	11	7,042.36
広島県	2	839
山口県	1	68.42
香川県	1	34
福岡県	4	706
熊本県	1	250
鹿児島県	4	1,497.76
合計	246	261,693

※指定法人への引き渡しと再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを同時に行う自治体は**10**。
 ※指定法人への引き渡しまたは再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを令和8年度末までに開始する自治体のうち、令和8年4月時点で未実施の自治体は**14**。
 ※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。
 ※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。
 ※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照
 （<https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>）

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量②

<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体①>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31~ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31~ (2年3か月)	1,424	三重県菟野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	10	石川県生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31~ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	5,375
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31~ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26~ R9.3.31~ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	309
富山地区広域 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31~ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1~ R10.3.31~ (2年6か月)	194
砺波広域 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31~ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31~ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	896			
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	143			

※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施
 ※灰色塗りの団体については計画終了(更新)済
 ※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態
 ※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量③

<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体②>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
静岡県伊豆市 (R7.10.10)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	52	熊本県人吉市 (R7.12.1)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	155	愛知県安城市 (更新) (R8.2.9)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	1,412
東京都墨田区 (R7.10.20)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	2,015	弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板 柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村 (R7.12.15)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	1,109	神奈川県横須賀市 (更新) (R7.10.23)	R8.4.1~ R9.3.31~ (1年間)	2,249
東京都荒川区 (R7.10.20)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	1,324	京都府船井郡 衛生管理組合 (R7.10.29)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	460	富山県広域 事務組合(拡大) (R6.12.6)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	2,711
東京都練馬区 (R7.10.20)	R8.10.1~ R11.3.31~ (2年6か月)	5,856	泉北環境整備 施設組合 (R7.10.29)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	1,041	三重県津市 (更新) (R6.12.10)	R8.4.1~ R9.3.31~ (1年間)	2,865
静岡県菊川市 (R7.10.31)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	438	埼玉県志木地区 衛生組合 (R7.12.1)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	112	合計	52(50)団体 自治体数：80(76)	115,803 (110,342)
宇和島地区広域 事務組合 (R7.10.29)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	32	富山県新川広域 事務組合 (R7.12.1)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	432			
広島県呉市 (R7.10.29)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	1,900	岐阜県飛騨市 (R7.12.1)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	171			
兵庫県西宮市 (R7.10.29)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	460	静岡県清水町 (R7.12.10)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	26			
滋賀県甲賀市 (R7.10.29)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	200	長崎県長崎市 (R8.3.5)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	1,407			
福岡県福岡市 (R7.12.15)	R9.2.1~ R12.1.31~ (3年間)	25,000	茨城県石岡市 (R8.2.6)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	75			
大分県豊後大野市 (R7.12.2)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	178	宮城県仙台市 (更新) (R7.11.27)	R8.4.1~ R11.3.31~ (3年間)	14,560			

※うち泉北環境整備施設組合は容器包装のみ分別収集
 を実施
 ※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態
 ※合計には終了済の計画は含めていない
 ※合計のうち括弧書きの数字は製品プラスチックを分別収
 集している計画のみを抽出したもの
 ※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値

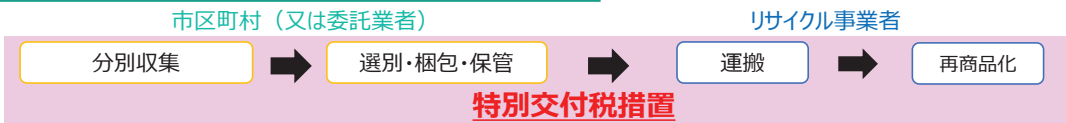
(参考) プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容り法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担します。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有します。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日に施行し、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチクリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について**特別交付税措置**を講じています。

プラスチック製容器包装の分別収集



プラスチック製品の分別収集（R4年度～）



○ 市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対する特別交付税措置

$$\text{算定式} \quad (A \text{ t} \times 8.8 \text{ 万円/t} + B \text{ t} \times 6.7 \text{ 万円/t}) \times 0.5$$

市町村の製品プラスチック分別収集量（トン） 分別収集の標準的な単価 市町村の製品プラスチック再商品化量（トン） 再商品化の標準的な単価

(参考) プラスチック資源の分別収集に係る循環交付金の要件化について

交付金制度の概要

■ 交付金の交付

- ・市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付します。

■ 交付対象施設

- ・マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業等

■ 交付率

- ・交付対象経費の1/3です。
- ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2となります。

要件化について

- プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援します。

■ 要件

- ① プラスチック資源循環法に規定する**プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること**、または②地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと

■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く）

■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること

■ 要件適用のタイミング・経過措置

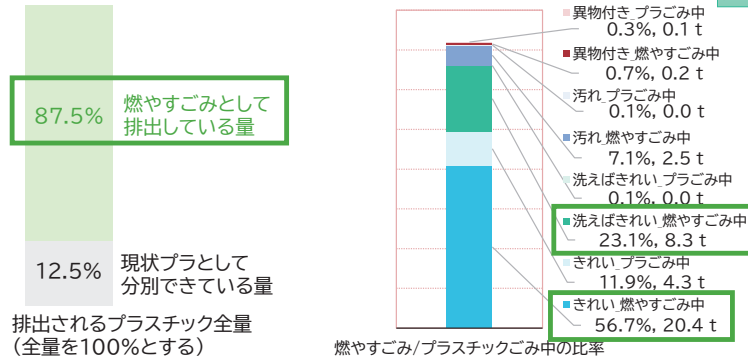
プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、**施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。**

家庭系廃プラスチックの回収ポテンシャル

市町村回収ごみの組成調査結果@富山市（R7年度事業）

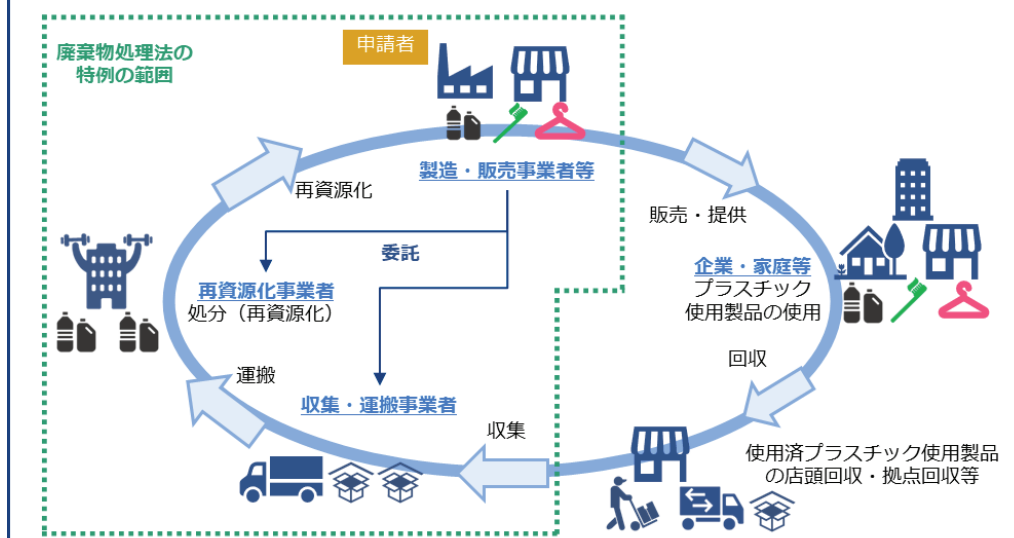
きれいなプラの80%は
燃やすごみに出されている



（プラ法概要）製造・販売事業者の自主回収・リサイクル

- 製造・販売事業者に対して、**自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクル**するよう求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、**計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度**がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、**容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除**できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



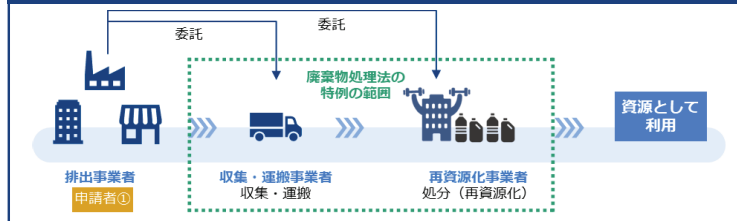
(プラ法概要) 産廃プラのリデュース・リサイクル

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**必要があります。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

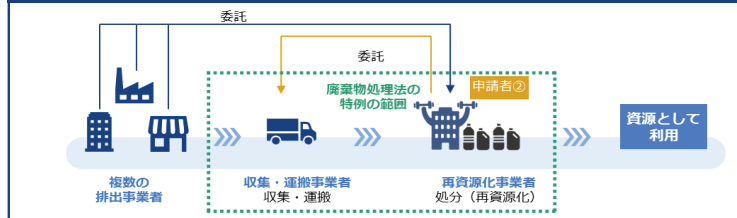
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



事業系廃プラスチックの回収ポテンシャル

<産廃プラ中間処理事業者へのアンケート調査>

調査期間：令和8年1月16日～2月20日、調査対象：廃プラスチック類の中間処理事業者：687社／回答数：230社

設問 貴社の中間処理において、以下の廃プラスチック類の材料リサイクルについて、最も近いものを選択してください。

- 十分な材料リサイクルができています
- 材料リサイクルができていますが改善の余地がある
- 材料リサイクルができていないが、可能性はある
- 材料リサイクルができていないし、可能性もない
- 受け入れていない

工場の製造工程で発生した端材・不良品

発泡スチロール

物流資材（プラスチックパレット、通い箱など）

梱包材、緩衝材（PPバンド、ストレッチフィルムなど）

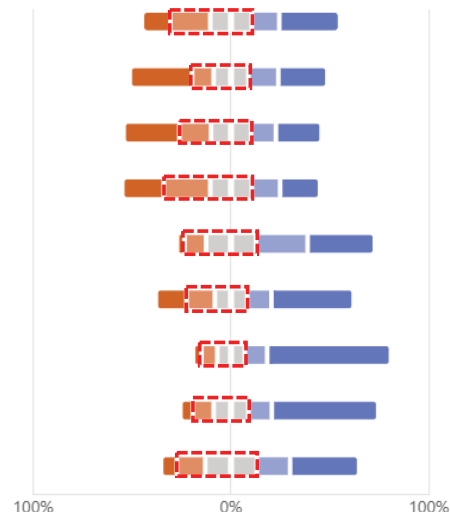
建築資材（人工木材、断熱材など）

容器包装プラスチック（食品トレイ、弁当容器、ペットボトルなど）

廃車由来のプラスチック

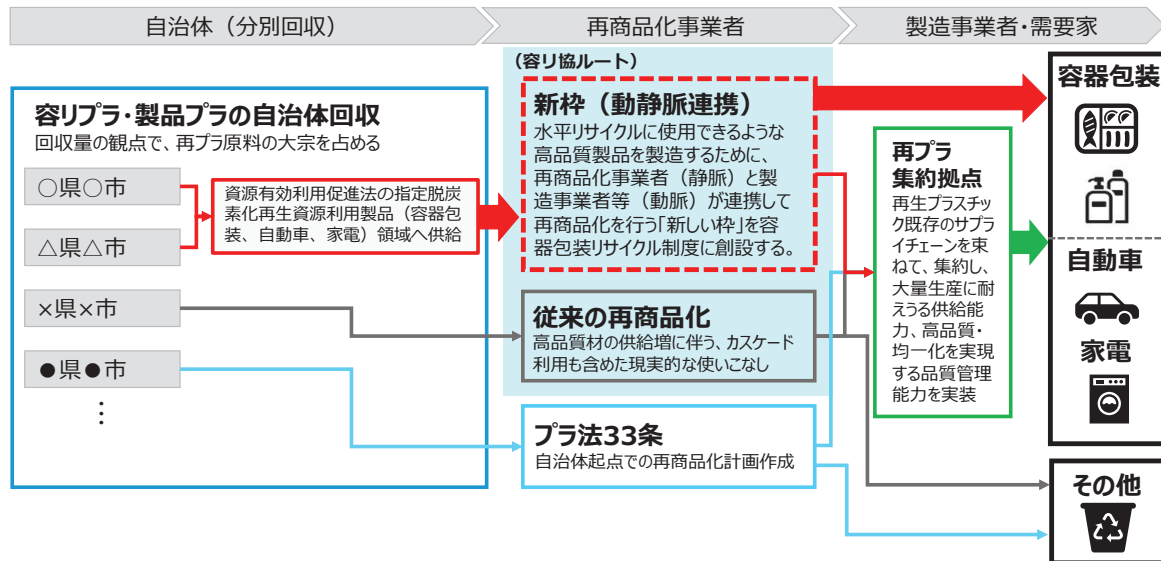
廃家電由来のプラスチック

その他のプラスチック



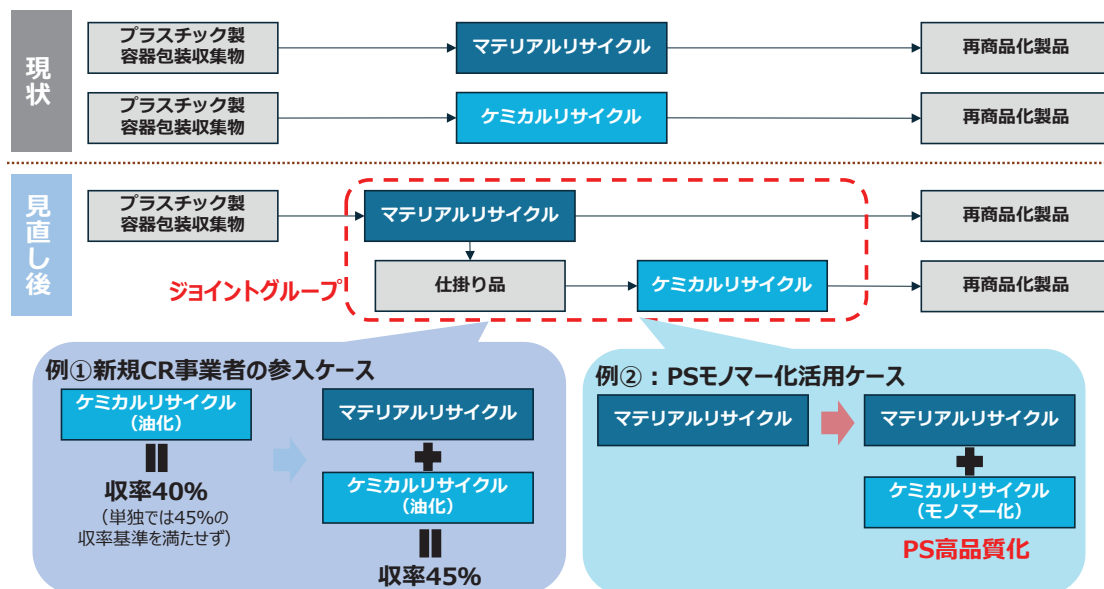
高品質化に向けた容リ法入札制度見直し：動静脈連携を促す新枠の創設

- 現状、容器包装リサイクル法に基づいて材料リサイクルされた製品の用途は、パレットや建築資材等への再資源化に留まっているが、国内主要産業における再生材利用へのニーズの高まりを受けて、**更なる高度化が必要**
- 指定法人の入札において、従来の「材料リサイクル優先枠」「一般枠」に**優先して落れできる新枠（動静脈連携を促す枠）を令和10年度入札から創設**すべく議論中



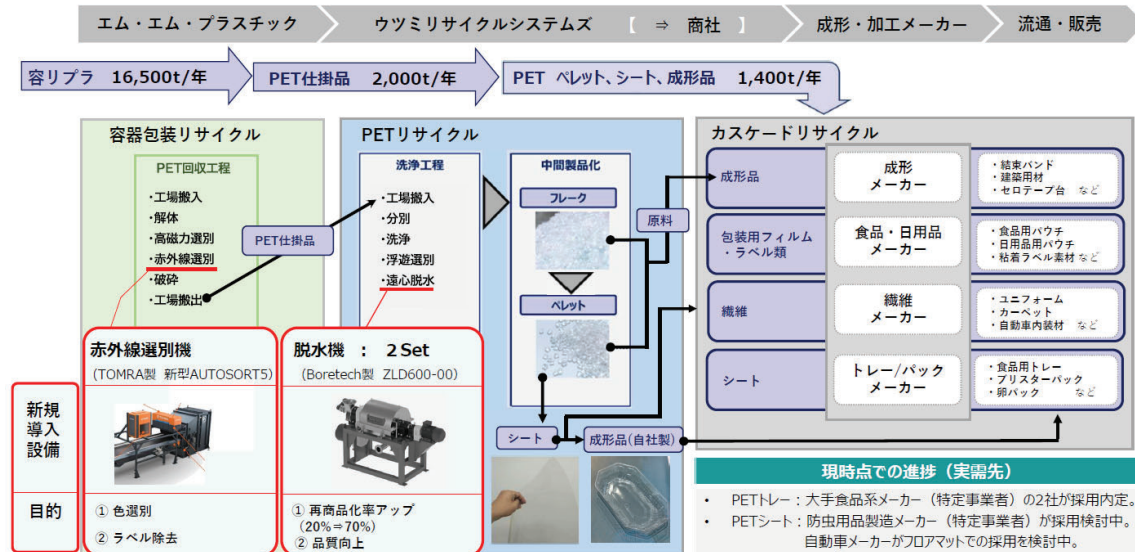
高品質化に向けた容リ法入札制度見直し：マテ×ケミのジョイントグループ

- 今後、容リ法における再商品化の更なる高度化を目指すに当たり、例えば油化ケミカルリサイクルを活用することも1つの手段であるが、当該事業者によっては単独での収率が基準を満たさないケースも想定されることから、**マテリアルリサイクル事業者とケミカルリサイクル事業者がジョイントグループを組んで入札に参加できる仕組みを創設**すべく議論中。令和8年度中に**モデル事業を実施し、案件形成を促進**。



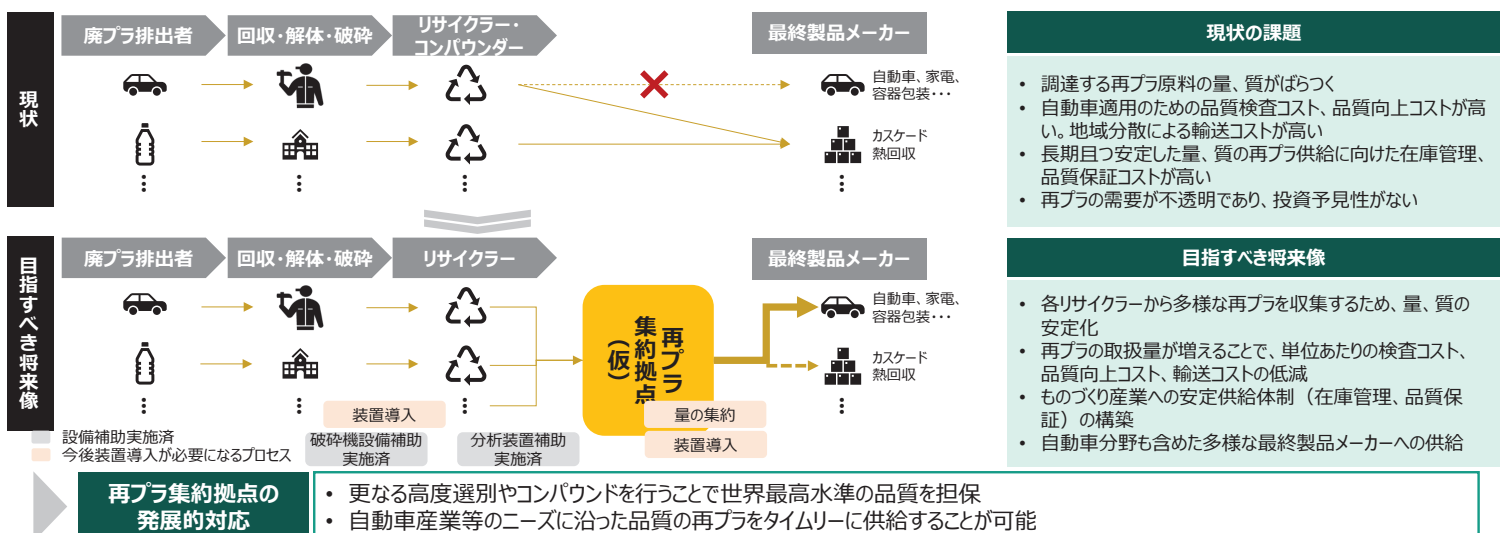
(参考) 材料リサイクル事業者のJVによる容リPETの再商品化事例

- エム・エム・プラスチック社は、容リプラから選別した**PET仕掛品**を、PETのリサイクル事業者であるウツミリサイクルシステムズ社に引き渡し、同社でトレーやシートに成形。
- **食品メーカー（特定事業者）、防虫用品メーカー（特定事業者）、自動車メーカー**で採用の**内定・検討**がされている。

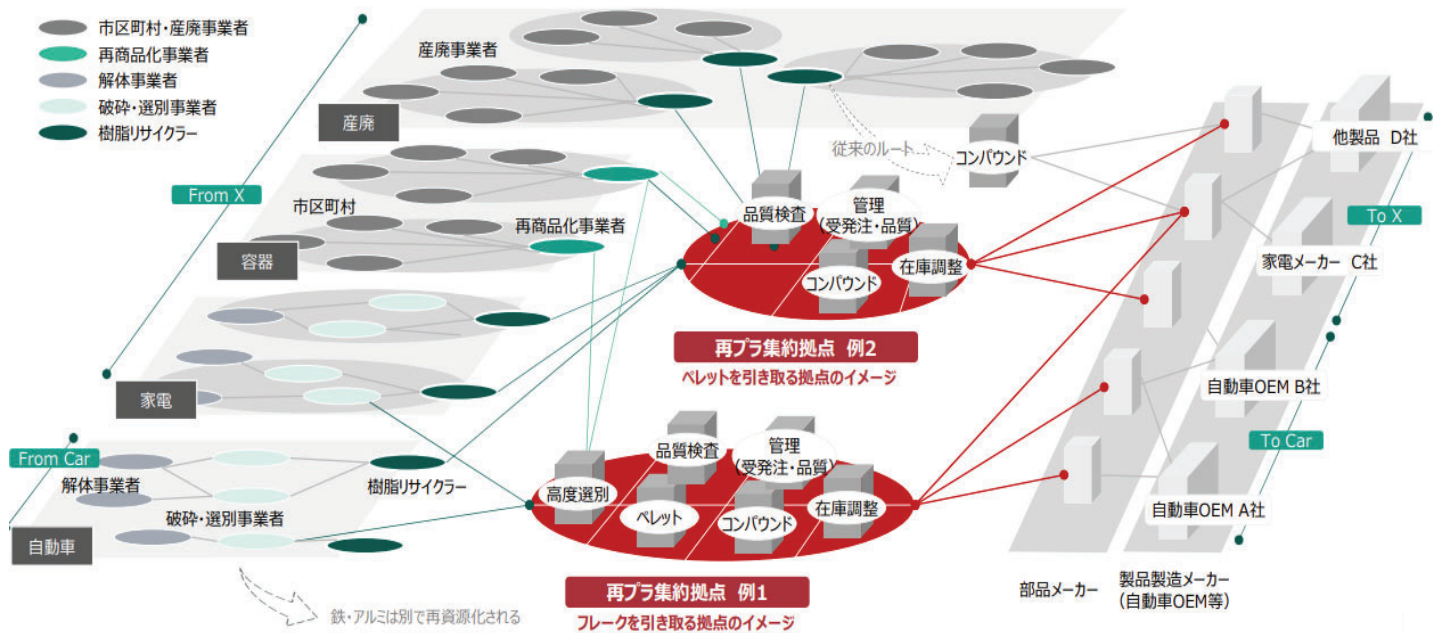


サプライチェーン強靱化のための「再プラ集約拠点」の必要性

- 現状の再プラ製造は、地域分散型で1社あたりの生産量が少なく、量の確保が不安定であることに加え、品質のばらつきが大きいことから、**自動車向け再プラ供給における供給能力・高品位を実現するサプライチェーンが多くは存在しない。**
- 自動車向け再プラの供給能力を有し、サプライチェーンを強靱化する体制を構築するためには、地域に根差した適正処理のネットワークを活かし、**各リサイクラーで生産される再生プラスチックを全国何か所かで束ねる「再プラ集約拠点（仮）」が必要**ではないか。



(参考) 再生プラスチック集約拠点のイメージ



詳細情報 & 連絡先

- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした特設サイト (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) をご覧いただくとともに、お気軽に以下の担当まで御連絡ください。

**プラスチックは、
えらんで
減らして
リサイクル**



環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

室長：金子

担当：朽網、園田、牧、関、岡林、長嶋、橋本(卓)、内田、瀬口、島居、山口、磯部、橋本(隆)、梅田、皆川、高麗、中川、昌子、西田、小嶋

E-mail : plastic-circulation@env.go.jp

電話番号：03-5501-3153

